

なわてふれあい教室の民間委託にかかるQ & A

	質問	回答
1	なぜ民間委託をするのですか。	現在、直営によるふれあい教室指導員等の確保が困難になってきていることから、民間に委託することにより、民間のノウハウをいかしたより安定的な人材確保やサービスの向上を図りたいと考えています。
2	どのような事業者に委託をするのですか。	本市のふれあい教室と同じような施設の運営実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。今後、市が作成する仕様書をもとに、広く事業者を募り、最適な選定に努めます。
3	委託先事業者はいつ頃に決まりますか。	令和6年11月中旬から12月初旬に決定する予定です。委託先事業者を決定後、保護者の皆様には、お知らせの配布と説明会を開催します。
4	民間委託後、ふれあい教室の職員に変更はありますか。	現在の職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合、保護者の皆様との信頼関係や学校との連携に配慮し、市としても継続雇用を努め、引き続き勤務をお願いする予定です。ただし、これまでと同様に人事異動等による配置変更の可能性はあります。
5	ふれあい教室の利用料、利用時間、利用場所に変更はありますか。	ふれあい教室の利用料、利用時間、利用場所等に変更はありません。
6	保育上のトラブル等があった場合の対応はどのようなになりますか。	まずは委託先事業者が対応することになりますが、解決に至らなかった場合など、必要に応じて市が保護者の方との話し合いに加わるなどの対応を行います。 なお、委託事業者には、トラブルや事故等が発生したときは、その内容を市にすぐに報告するとともに、原因究明を行い、今後の対応策を報告するよう義務付けます。
7	民間委託後、市はどのように関わるのですか。	市は、児童の健全育成や安全確保のため、委託事業者の管理監督を行います。 また、市は委託事業者に対し運営内容についての計画や報告を求めるとともに、現地調査や改善指示等を必要に応じて行い、児童の健全育成や安全確保に努めます。 なお、入所申請など各種手続の審査や決定、利用料の決定や徴収は、これまでと同様に市が行います。

問い合わせ先
 四條畷市教育委員会スポーツ・青少年課
 Tel : 072-877-2121 / 0743-71-0330